

東北地方出土中世木簡の様相

佐藤 圭

はじめに

木簡とは発掘調査によって出土した文字のある木製品の総称である。都城や城柵から多数出土して古代史研究の重要な史料となった。中世の木簡も早くから研究されたが、その後各地で開発に伴う大規模な発掘が行われて多数出土した。その総括は未だなされていない。

東北六県では、一二世紀代の平泉を始めとして中世の集落や城館、寺院、そして織豊期城郭に至るまでこれまでに七〇か所近くの遺跡から様々な中世の木簡が出土している。隣接する新潟県は中世木簡出土遺跡の数が全国の府県の中で一二を争うほど多い県で（ただし越後地域に限られる）、東北地方とは内容的にも異なる様相を呈している。また関東地方は、

鎌倉の所在する神奈川県を除けば、土壌的な関係もあつてか概して出土遺跡が少なく、内容的にも乏しい。奥羽両国のこの地域をひとつの対象として取り上げることには有意義と考へる。

東北地方の古代末期から中世の木簡についてはこれまで主として三上喜孝氏によって検討され、また一部の平泉出土木簡に対する諸家の言及は枚挙にいとまがない。ただ出土木簡の全体像については定説がない。本稿ではまずどのような木簡が東北地方の中世の遺跡から出ているのかを簡単に集約し、次に平泉出土木簡に代表される一二世紀代の木簡を始めに検討し、さらにその後の木簡を中世前期と後期に二分して歴史的な様相について論じる。調査の方法は主として『木簡研究』の各年次の報告記事により、その他各調査機関の概報・

報告書などによる。実見できた木簡は展示室等で展示・公開されている保存処理済のものに限られ（一部水槽内展示の木簡もあった）、その他は基本的に既発表の写真、図版、観察表等に依拠している。

1 東北地方の中世木簡出土概況

①福島県

太平洋沿岸部、郡山盆地周辺、会津盆地、そして県北部の川俣町の各遺跡から中世の木簡が出土している。まずいわき市の荒田目条里制遺構・砂畑遺跡では笹塔婆などの木簡が出土した（『木簡研究』第二四号）。隣接する荒田目条里遺跡でも河川跡から古代から一世紀代の木簡が出土した（『木簡研究』第一七号）。南相馬市の泉平館跡では笹塔婆が出土した（『木簡研究』第一九号）。須賀川市の南古館遺跡でも呪符や笹塔婆が出土した（『木簡研究』第一〇号）。郡山市の荒井猫田遺跡は大規模発掘調査により鎌倉時代の町と室町時代の館ともう一つの町が姿を現し、一五世紀ころの呪符や笹塔婆など九二点の木簡が出土した（『木簡研究』第二二号、二三号、二六号）。また郡山市西部にある安子島城跡でも柿経が出土した（『木簡研究』第一六号）。南A遺跡では居館の堀から呪符と笹塔婆約百枚が出土した（『木簡研究』第一六号）。河股

城跡では武家屋敷の池から木札一点が出土した（『木簡研究』第二六号）。会津地方では喜多方市の御前清水遺跡で笹塔婆等が発見された（『木簡研究』第七号）。

②宮城県

宮城県の中世木簡出土遺跡は県中央部の多賀城市、仙台市、松島町に集中し、県北部の鳴瀬川沿いに二か所、県南部の丸森町に一か所所在する。多賀城跡南隣の市川橋遺跡、その南西の大日南遺跡およびその西方の新田遺跡（以上多賀城市）、仙台市東北部の洞ノ口遺跡の四遺跡は、東西四km南北二kmの範囲に集中している。市川橋遺跡では多賀城南門から南に延びる南北大路の上層から笹塔婆一点が出土した（『木簡研究』第二一号）。大日南遺跡では土坑や区画溝から呪符、笹塔婆などが出土した（『木簡研究』第一八、二二号）。新田遺跡寿福寺地区では中世の屋敷群の良好な遺構を検出し、笹塔婆などが出土している（『木簡研究』第二二号）。洞ノ口遺跡は、大規模な中世の館跡で板塔婆や笹塔婆、柿経、呪符などが出土した（『木簡研究』第三〇号）。仙台市の東北部に位置する中野高柳遺跡では、墨書のある付札や木箱が出土した（『木簡研究』第二三三号、二四号）。同市東南部にある今泉城の堀跡から呪符三点と木札一点が出土し（『木簡研究』第二三三号）、また同市南部の富沢遺跡では付札が出土した（『木簡研究』第一四号）。松島町の瑞巖寺境内遺跡では池跡から墨書のあ

る笹塔婆多数、その他卒塔婆、位牌、鬮茶札などが出土した
〔木簡研究〕第一五号)。

これらの地域から北二〇kmほどに位置する大崎市の舟場遺跡と美里町の一本柳遺跡では付札や呪符が出土した(『木簡研究』第二〇、二二号)。最後に県南部の丸森町の大古町遺跡では完形の法度一点が出土した(『木簡研究』第二五号)。

③ 岩手県

岩手県内の中世木簡出土遺跡は、県の中央部を南流する北上川沿いに分布し、南は平泉町、北は盛岡市まで見られる。早くから大規模調査が行われ、その後も小規模な調査が継続されている平泉町内の八つの遺跡の一二世紀後半や一三世紀の遺構から多数の木簡が出土した。奥州市大日前遺跡は北上川の東岸に位置し、一二世紀代の溝から木簡一点が出土した^③。紫波町の比爪館遺跡では井戸から漢字平仮名混じりの木札一点が出土した(『木簡研究』第七号)。その他奥州市の中畑城跡、仙人西遺跡、盛岡市の向中野館遺跡などで笹塔婆などが出土している(『木簡研究』第三六号、二四号、二八号)。

北上川河岸の柳之御所跡は奥州藤原氏の拠点「平泉館」とみられる遺跡で、緊急調査により大面積の発掘が短期間でなされ、その後も確認調査が続けられた。平泉町の中心市街地南部に位置する志羅山遺跡は地道な調査が積み重ねられ、一二世紀中ごろから一四世紀に至る各種遺構から多様な木簡

が出土し、この時期の都市・集落の状況をうかがう重要な資料が得られた。また志羅山遺跡の北に隣接する花立Ⅱ遺跡でも墨書木札等が出土している(『木簡研究』第二七号、一七号)。

奥州藤原氏の寺院で創建時から境内地が存続する中尊寺と毛越寺も発掘調査が続けられ、池や庭園、その他の現状変更調査で木簡が出土した。これら平泉町内出土の木簡は、全国的にも例の少ない一二世紀代の良好な資料を含み、古代から中世に至る木簡の様相を考える上で重要である。

④ 青森県

南から八戸南部氏の居城根城跡(八戸市)、中世城館大光寺新城跡遺跡(平川市)、北畠氏の居城浪岡城跡(青森市)、中世集落石江遺跡群(青森市)、津軽安藤氏の拠点十三湊遺跡(五所川原市)で中世の木簡が出土している。東北新幹線新青森駅周辺に所在する石江遺跡群は高間(一)遺跡、高間(六)遺跡、新城平岡(四)遺跡、新田(二)遺跡などからなり、発掘調査によって遺跡の詳細が知られ、開発により消滅した。一方、根城跡と浪岡城跡は保存整備を前提として調査され、現在は広大な史跡公園となっている。十三湊遺跡では消息木簡一点が出土し、また別に鬮茶札もみられる。以上の遺跡は青森県内に分散しており、それぞれの地域支配や交通の重要拠点だった。

⑤ 山形県

山形県内の中世木簡出土遺跡は、庄内平野と米沢盆地・山形盆地に二分される。出土遺跡数は庄内平野が圧倒的に多く、しかも古代の国府跡とみられる城輪柵跡の周辺に多く所在する。城輪柵跡からは平安時代後期の将棋の駒が出土している。

城輪柵跡周辺に所在する堂の前遺跡では平安時代の溝から呪符が出土し〔木簡研究〕創刊号)、明成寺遺跡では柿経が出土した〔木簡研究〕第四号)。安田遺跡でも柿経が出土している〔木簡研究〕第四号)。同じく城輪柵跡から南方四kmの手蔵田一〇遺跡では、一六世紀の陶磁器と共に木簡一点が出土した〔木簡研究〕第二七号、以上酒田市)。北隣の遊佐町では平安末期から鎌倉期の大楯遺跡の主要遺構が検出され、多様な木簡が出土した〔木簡研究〕第一〇号、一九号)。その北西三kmほどに位置する上高田遺跡では呪符や笹塔婆が出土した〔木簡研究〕第二〇号)。

庄内平野南部に位置する鶴岡市の後田遺跡(月記遺跡)では呪符や笹塔婆などが出土した〔木簡研究〕第一九号、二二号)。その他庄内平野の織豊期城郭では酒田市の亀ヶ崎城跡と鶴岡市の鶴ヶ岡城跡が発掘され多数の木簡が出土した〔木簡研究〕第三一、二八号)。

次に米沢盆地では大南遺跡の大規模発掘調査がなされ、多くの宗教遺物、木簡が出土した〔木簡研究〕第四〇号)。延徳寺遺跡では小面積の調査で中世の井戸や障子堀から木簡が

出土した〔木簡研究〕第三六号)。その東約一キロメートルに所在する荒川²遺跡では溝から「小国□□」³と記された付札が出土した(以上米沢市)。南陽市の天王遺跡では中世の溝から柿経が出土した〔木簡研究〕第三二号)。

山形盆地では山形市の服部遺跡が発掘され、中世の井戸から笹塔婆が出土した〔木簡研究〕第三〇号)。東根市の小田島城跡では現在の龍興寺沼の西岸および北岸から一四世紀後半から一五世紀初頭の遺物と共に呪符、笹塔婆、「ちかなり」と記した付札、墨書曲物などが出土した〔木簡研究〕第二八号)。

⑥ 秋田県

秋田県の中世木簡出土遺跡は、山形県と同様に沿海部と内陸部に二分している。県北部では未だ中世木簡の出土をみず、また古代の城柵である秋田城跡の近隣でもほとんど中世木簡の出土がみられない。沿海部を南から述べると、まずにかほ市の家ノ浦遺跡は古代に属する包含層から「中将」と記した札一点が出土した〔木簡研究〕第三四号)。由利本荘市の岩倉館跡は日本海から五kmの地に構えられた山城で、郭内の井戸から卒塔婆が出土した〔木簡研究〕第三〇号)。その南五〇〇mに位置する新谷地遺跡でも木簡が出土している〔木簡研究〕第二六号)。本荘城は近世城郭だが、発掘の結果中世の井戸から文字のある板一点が出土している〔木簡研究〕

第三二号)。その他少し内陸になるが助の測遺跡でも木札一点が出土した(『木簡研究』第三三号)。

次に旧八郎潟湖岸の三遺跡から中世の木簡が出土している。まず井川町の洲崎遺跡では各種遺構から木簡が出土し、特に人魚供養札と名付けられた一点は有名である(『木簡研究』第二二号、二二三号)。五城目町の北遺跡と三種町の盤若台遺跡はそれぞれ現在の秋田道インターチェンジ敷地部分が発掘され、いずれも中世の井戸から前者は呪符、後者は片仮名書きいろは歌などが出土している(『木簡研究』第二四号)。なお最近潟上市の手のの上遺跡で中世の護岸施設が検出され、習書木簡一点が出土した。

船越水道の近く、男鹿半島の付け根に安東氏の居城脇本城跡がある。その西南部お念堂地区で発掘調査がなされ、包含層から多数の卒塔婆や笹塔婆などが出土した(『木簡研究』第二七号、二八号)。また脇本城から東北約1kmの小谷地遺跡でも付札が出土している(『木簡研究』第三四号)。

横手盆地では観音寺廃寺跡で大規模な発掘調査が行なわれ、各種遺構から木簡が出土した(『木簡研究』第二四号)。また手取清水遺跡でも多様な木簡が出土している(『木簡研究』第一〇号)。その北方約10kmに位置する根子荒田I遺跡(美郷町)では包含層から付札一点が出土した(『木簡研究』第二九号)。同じく美郷町に所在する戦国期の本堂氏の

居館本堂城跡では多種の笹塔婆が出土した(『木簡研究』第二八、三一号)。横手盆地から秋田平野に流れる雄物川の流域では左岸の西板戸遺跡と右岸の峰吉川中村遺跡で発掘調査がなされ、中世の村落が確認され、いずれも井戸から曲物木簡が出土した(『木簡研究』第三八号)。

以上個々にはふれなかつたが、大規模な公共事業や開発に伴う大面積の調査による発掘が主であり、史跡整備や学術調査によるものは少ない。したがって交通の要衝や河川の改修箇所などに調査対象地が偏在する傾向があるが、その他圃場整備などによる面的な分布調査による発掘もあり、一定の資料性が確保されたと評価できる。

2 一二世紀代の木簡

古代の木簡から中世木簡への転換を明らかにするために、まず一一世紀から一二世紀代に至る様相を検討すべきであるが、この時期は全般に遺跡や遺物が少なく、東北地方で一世紀の可能性のある木簡は、荒田目条里遺跡の旧河川から出土した仏教関係の木簡や種子札と石江遺跡群の新田(一)遺跡で出土した「忌札見知可」と記された物忌札、異形の卒塔婆状の木簡、「入」の字を板に三回書いた習書木簡などにすぎない(『木簡研究』第二六号)。一応仏教・呪術関係の木

筒が出土しているが、中世木筒の始まりとして積極的に評価できる要素は乏しい。

山形県の大楯遺跡出土木筒には「保元」の文字が見えるものが一点ある。そして同じく山形県の後田遺跡では、笹塔婆の一点に「バン安仁年二月九日」（以下梵字は片仮名で表記）という記載がある。「安仁」という年号が存在しないなど検討の余地があり、また両者の共伴遺物の年代も一三、一四世紀に及んでいるので次章で扱うことにする。以下ここで一二世紀代の木筒としてまとめることができるのは、ひとえに平泉の各遺跡出土の木筒が質量共に優れていることによる。平泉は奥州藤原氏の拠点都市として一二世紀代栄え、文治五年（一一八九）源頼朝によって征討され滅亡した。このように終末が文献によってわかる遺跡は考古学上有益とされる。

まず宗教木筒として笹塔婆の出土に注目される。志羅山遺跡第六次調査で検出された一二世紀中ごろに造成され、一二世紀末までに廃絶した一号池から「南无大吉祥天女」などの尊号を記した笹塔婆三七点が一括出土した（『木簡研究』第二〇号、二二号）。笹塔婆とは小さな卒塔婆という意味であるが、考古学上もしくは文献上明確な定義付けがなされておらず任意に使われることがある。ここでは元興寺極楽坊の資料を整理した時の定義による。それによれば笹塔婆とは、真言・陀羅尼・種子・名号・偈文・尊号・宝号などを薄い木

製の塔婆に何本も書いたものとされる。この笹塔婆が一二世紀代の平泉で盛行したことが柳之御所跡や毛越寺、志羅山遺跡などの調査例から実証された（『木簡研究』第二五号、二七号、二八号）。これらの笹塔婆は、上部が圭頭で小さな刻み二対があり、下部が尖っており、片面にのみ種子や尊号などを記す。尊号は出土地によって偏りがあるが、異なった尊号の笹塔婆が同じ場所で出土しており、多面的な信仰形態がうかがえる。

中尊寺大池跡からは板塔婆が出土した。大池造成の盛土中から出土しており、明らかに一二世紀代のものである。ただし形態上卒塔婆に類似するだけで、片面にのみ記された墨書は「そ□ほら□□□□□□」と釈読されるが、文意が取れず、建立の趣旨や性格は詳らかでない（『木簡研究』第二五号）。

一二世紀代の呪符は柳之御所跡第二八次調査の井戸から二点、第四次調査の井戸状遺構から一点出土している。

その他一二世紀代の仏教関係の木筒を出土した東北地方の遺跡として荒田目条里制遺構・砂畑遺跡がある。土坑三基から笹塔婆九点、経文を記した札二点が出土した。これらの土坑は砂採取跡の大型土坑と建物解体に伴う廃棄土坑で、年代は遺構の重複関係や共伴遺物から一二世紀後半から一三世紀に位置付けられている。内訳は「南無阿弥陀仏」（六字名号）四点、「キヤカラバア」（五大種子）四点、「三世仏」一点で、

経文のうち一点は『円覚経』の一部とされる（『木簡研究』第二四号）。

また秋田県の観音寺廃寺跡は、江戸時代の紀行家菅江真澄によって出羽定額寺の観音寺に比定され、久安五年（一一四九）銘の銅製経筒が背後の古寺山から出土したと記される。この古寺山の東に位置する平地部分が発掘され、古代から中世と推定される木組井戸から字書木簡一点、柱穴から「御仏殿前申」と記された木簡一点、河川跡に合流する溝から平仮名で「はしはしら」と記された付札一点などが出土した。伴出陶磁器からこれらの遺構の年代は一二〜一三世紀とされる。「御仏殿」という文字内容から、この遺跡の木簡出土地が中世の寺院跡であることは疑いないが、笹塔婆や経文などを記した宗教木簡はみられない。

次に宗教木簡以外の世俗的な木簡については、まず折敷や曲物などを再利用して墨書した遺物が多く現れるようになったことに注目される。折敷は中世では専ら膳具として使われ、盃、椀皿や箸などの食器を載せる四角な台として用いられた。日常的な使用のほか、儀式・宴会などにも用いられた。白木が主で漆塗りのものは少ない。縁を取り外すと完全な平面になり、格好の墨書材料となった。曲物は大小あらゆる容器として多用され、底板と蓋板は平面だが普通円形、楕円形など外形は曲線である。側板は取り外して延ばすと平面にする

こともできるが、内側の曲げる箇所には切り込みの線が多数入れられており墨書には適さない。なお多数に分割された側板を組み合わせて籠めた結構は中世後期から普及する。

柳之御所跡では第二八次調査の二つの井戸から文字を記したほぼ完形の折敷四点（有名な「人々給絹日記」を含む）が出土し、その他寝殿造風の建物を描いた文字のない折敷一点が出土した。年輪年代測定の結果からこれらの折敷の制作年代が一二世紀であることは確実で、墨書の時期も廃絶の時期までに限定される。第五〇次調査では一二世紀後半の井戸状遺構から折敷墨書一点、曲物底板墨書一点が出土している。同一遺構から墨書遺物として折敷と曲物が出土している点に注目される。内容は前者が平仮名連綿体の和歌、後者は片仮名四文字が釈読される計八文字程度の墨書である（『木簡研究』第二二号）。

堀外部地区の第五三次調査では木組井戸から折敷墨書一点、笹塔婆二点、木針に墨書したものの一点が出土している。この折敷墨書は釈読されている（『木簡研究』第二七号）。

□目 桶五、鉢五、杓二、尺三、

門田 桶五、体五、杓二、尺師三、

□目 桶五、体五、杓二、尺師三、

桶、鉢、杓（柄杓）、杓子の数量を列記したもので、最初の一行だけそれぞれの品目の右肩に合点が加えられている。

この木簡はそうした物品受け渡しの際の点検のために作られたものではなからうか。列挙された品目はいずれも日常的な食器、もしくは水廻りの道具であり、記録のためにこうした木簡が用いられたことがうかがえて興味深い。第三次調査ではトイレ状土坑から折敷墨書一点が出土した（『木簡研究』第二八号）。第七〇次調査では同じくトイレ状土坑から「このちめう□□□□□□こめ」と墨書された折敷を再加工して籬木としたものが出土している（『木簡研究』三五号）。その他志羅山遺跡でも第八〇次調査で「二三三四」と墨書された折敷片が出土した（『木簡研究』第二三三号）。

これらの墨書折敷は長辺二六・五〜三一cm、厚さ二〜六mmで、完形のものとは長方形である。一方、折敷の一部を割って用いた短辺（幅）は柳之御所跡第五〇次、五三次、三一次のものいづれも六・六cmで、志羅山遺跡第八〇次のもは五七cmであった。これらの値は近似しており、使いやすい幅に割って用いたと思われる。

曲物桶の墨書については、一二世紀代の畿内では紀年銘の曲物桶が井戸側に使われて出土しているが、東北地方では全くみられない。一一世紀代の新田（一）遺跡から出土した曲物側板には「笠糞竿□□」の文字があり、これは楕円形の曲物容器として器体が残っており、現に曲物として使われたものに墨書したものである（『木簡研究』第二九号）。前述の柳之

御所跡第五〇次調査出土の曲物底板は既に曲物から取り外されて墨書の材料として使われている。このように木簡に転用された曲物底板が、秋田県の峰吉川中村遺跡からも出土している⁹⁾。木組井戸から出土した共伴板材の放射性炭素年代測定値は一〇四〇〜一一五二年とされ、この墨書曲物底板も一一世紀末から一二世紀代の可能性が強い。内容は八行程度の片仮名書きで最後の三行は行頭が下げられる。うち二文字ほどが釈読されているが、文意が取れず解釈できない（『木簡研究』第三八号）。ただこうした片仮名書きの文章がこの時期の集落遺跡で曲物底板という日常用具に記されていた点が重要である。宮城県の中野高柳遺跡では湿地跡から一二世紀前半のかわらけと共に、木釘が残存する板に「老貳□／町三段／□□□□」は改行を示す」と書かれた木簡が出土した（『木簡研究』第二四号）。組み合わせ式の箱物で榍のようなものが想定されるが、こうした用具に墨書がみられる早い例である。

次に付札は、柳之御所跡第四九次調査の井戸から出土した表裏に「□之□□□□四□／九月日納了」と記される付札木簡の他に（『木簡研究』第二一号）、志羅山遺跡第二一次調査で一二世紀後半に廃棄された二号井戸から「今大殿」と記された付札木簡一点が出土した（『木簡研究』第一八号）。後者は刻みの上が損傷しており、実際に使われたことがうかがえる。

また柳之御所第三一次調査出土の付札（未釈読）も全体に損傷しており、刻み部分から割れている（『木簡研究』第二八号）。こうした損傷状況は笹塔婆などの刻み部分にはほとんど見られないものであり、実際に紐をからげて物品に付けたことがうかがえる。柳之御所遺跡第六九次調査では一二世紀代の溝から「タラウタユニ丈」と記された短冊状の札が出土した（『木簡研究』第三五号）。詳述する余裕がないが、現存長一三・五cm幅二・一cmという小ささからみて普請ではなく作事にかかわるものであろう。

同じ溝から題籤が一点出土しており（未釈読）、その他にも第七五次調査では一二世紀後半の内側の堀から表裏に「馬ノ日記」と記された題籤軸が出土した（『木簡研究』第三七号）。こうした題籤軸の出土は古代木簡ではかなりあるが、中世では少なくなっている。

次にほぼ全文が釈読された木簡として志羅山遺跡第八〇次調査で一二世紀の道路側溝から出土した縦二七・三cm横五・一cmの短冊状の木札を取り上げる必要がある（『木簡研究』第二二号）。「トヤカサキノニヨウホウキヤウノイシヲケチエンニモタセタマフヘシ、イツカノヒヨリ、シウハチニチニウツマシタマフナリ」と記され、下端部には一対の穿孔があり、杭に結い付けるようになっていた。五日・十八日といった日にちまでが片仮名で表記されている。内容は如法経石埋納の

結縁を求めたものである。五日から十八日まで十四日間にわたって埋納されるとされる。この札に日付が無いのは、それが当月になされるからであり、恐らく当月四日以前に、道路の辻で不特定多数の人々に口頭で奉加を求め、かつ掲示した告知札であろう。当時の平泉の街頭での呼びかけの様子を示す稀有の史料といえる。

その他志羅山遺跡第二八次調査では一二世紀後半に廃棄された井戸からいろは歌の一部「らむうあのおく」を記した上部と下部にやや大きな穿孔のある板が出土している（『木簡研究』第一七号）。大きさは長さ八・四cm幅三・三cmでちょうど現代の単語カードくらいの大きさである。この板に記載されている部分は、いろは歌を七字ずつ区切った第三番目に当たり、単語カードのようにしているのは歌を記憶したものと想定される。当時の文字学習の様子をうかがわせる。

最後に将棋の駒の出土に注目される。酒田市の城輪神社近くから一九七九年に「兵」と記された駒一点が出土し平安後期のものといわれる。平泉では柳之御所跡第二八次調査の園池から歩兵一点（『木簡研究』第一三三号）、七八次調査の堀から歩兵一点（『木簡研究』第四〇号）、志羅山遺跡第八八次調査で飛龍一点が出土し（『木簡研究』第二五号）、中尊寺境内金剛院からは歩兵、香車、桂馬、金将、銀将など一二点と「歩兵歩兵」と記した習書一点が出土しており（『木簡研究』第

一七号)、これらはいずれも一二世紀代のものである。このように平泉の各遺跡の何か所かで将棋の駒が出土していることは、当時の館や寺院で将棋がかなり愛好されたことを示している。

以上一二世紀代の東北地方出土木簡について平泉の各遺跡を中心としてやや詳しく述べた。笹塔婆の出現や折敷・曲物などの転用、将棋の駒など中世木簡の特徴的な要素の内いくつかが一世紀代に既に現れており、一方、古代の律令制に基づく国郡司や城柵関係の木簡、貢進荷札などは姿を消している。したがってこの時期を中世木簡の始まりと位置付けることができる。

3 一三・一四世紀の木簡と遺跡

この時期の紀年木簡として、青森県の高間(一)遺跡で井戸から出土したほぼ同形同大の笹塔婆一七点のうち一点に「ウーン寛喜三年二月十七日」と記したものがあり、年代が鎌倉時代の寛喜三年(一二三二)であることが確定した。尊号は多様で、内訳は、キリーク(阿弥陀如来)六点、ウーン(阿闍如来)三点、バ(波羅密菩薩)二点、サ(観音菩薩)二点、サク(勢至菩薩)一点、カーンマーン(不動明王)一点、ベイ(毘沙門天または多聞天)一点、未釈読一点であった(「木

簡研究」第二八号)。

志羅山遺跡第六六次調査二号池や第九四次調査一号溝など一三世紀から一四世紀の遺構から主として「バン大日如来」と墨書した笹塔婆が多数出土した。中には「バンキリークサク」という阿弥陀三尊の種子もあり、阿弥陀信仰も同時に行なわれていた(「木簡研究」第二〇号、一九号)。宮城県の大日南遺跡でも一三世紀以降に属する屋敷区画溝から笹塔婆三点が出土し、うち二点は「バン大日如来」、一点は「アン(普賢菩薩)だった(「木簡研究」第二二号)。

また前章でふれた「安仁年」笹塔婆を含む後田遺跡旧河川出土木簡の内訳は、呪符一点、笹塔婆二一点、五輪塔形笹塔婆一点で、笹塔婆の完形品は「バン南无大日如来」と墨書されたものが多く、また「バンウーンキリーク」が一点、断片「无普賢」一点があった。この調査区に隣接する月記遺跡(後に後田遺跡と改称)でもこの河川の続きが調査されており、笹塔婆三点が出土しているが、釈読できたのは「南無阿弥□/阿弥陀如来」、「如来」の二点だった(「木簡研究」第二一号)。

以上この時期の笹塔婆についてまとめると、尊号は大日如来が卓越しつつある(漢字の書体は楷書に近いが、いずれも最後の「来」の字がやや大きく特徴的に書かれる)。その次に多いのが阿弥陀如来である。高間(一)遺跡のみ各種の梵字尊号の笹塔婆が混在しているが、それは年代が一三世紀前

半であり、前代の一二世紀の特徴を引き継いでいるのである。

この時期の柿経の出土が知られるのは山形県の明成寺遺跡（阿弥陀経）と安田遺跡（法華経）である。一二世紀後半を中心とする平泉の諸遺跡では柿経の出土をみない。東北地方で柿経の書写が盛んになるのは中世後期であろう。呪符も少なく、後田遺跡と秋田県の北遺跡の井戸出土のものが知られる程度である（『木簡研究』第二四号）。

寺院遺跡では宮城県の舟場遺跡の大溝から「法幢院」と書かれた付札一点が出土している。調査区は細長い枝状のものであり、遺跡の全容は明らかでないが、大溝出土の陶磁器と板碑から年代は一四世紀までとされる。この遺跡で最も注意すべき点は調査地に現存する「元亨二年銘・結衆板碑及び無紀年名号結衆板碑」（大崎市指定文化財）であろう。この二基の板碑は元亨二年（一一三二）とその前後に一度に九十人近くの時衆がこの附近で別時念仏を行なったことを示しており、当地は時衆道場のひとつだったのである。法幢院はそうした時衆道場となんらかの関係を持つ寺院とみられる。

宗教木簡以外の世俗の木簡についてまず出羽の大楯遺跡から述べると、中世の遊佐庄に所在し、現在の遊佐町役場東方一・五kmの所に中心部とみられる遺構が検出され、現地に主要部が平面復元整備されている。礎石建物を含む建物群や

溝、柵木列など多数の遺構が検出された。遺跡から出土した陶磁器や土器の年代から遺跡の主体は一三世紀代が中心とされる。この遺跡の中心建物群を囲む柵木列周辺の溝から次のような木簡が出土した（『木簡研究』第一〇、一九号）。

①「保元」の文字が最後に記される両面片仮名書きの文書（断簡）

② 上部に穿孔のある「ほろは」と墨書された付札

③ 両端に「三」「四」の字が向かい合って記される札

④ 「客」の字を二つ書き、猪・兎・猿の絵を描いた板

⑤ 将棋の駒「桂馬」

⑥ 「悲泣雨」の墨書のある札

⑦ 「はに」という字が二列読める板片

⑧ 文字が釈読できない板

前述の①は上下が欠損しており、各行二三字程度しか釈読されないが、「□スシヤウ／ノハナチ／日ヨリナ／□□□／ルイワ／ワアサ／ヲハナ／ナ又シサ／リテ／リヲ／□ルヘ／イノ□／ナム□／ラルヘ□／保元□」と記すようである。ただ「保元」の字は改行され、本文より少しだけ大きな字で記されているから、一応年号の保元（一一五六～五九）とみることが出来る。付年号の書状とは考えられず、あくまでも仮定であるが、もし「鼻血」「目より」「□より」といった解釈の余地があるとしたら、起請文のような文書が想定される。

②のほろはは矢羽として珍重された「保呂羽」、③④は鬮茶札、⑥は私見によれば觀無量壽經の始めの方に記される韋提希の話に関わる一句「悲泣雨涙、遙向仏札」に由来するものである。いずれも世俗的な生活場面で使われたもののようにあり、笹塔婆・卒塔婆や呪符のような宗教木簡は出土していない。これらの木簡は大槌遺跡の中心部における将棋や鬮茶などの遊芸、浄土三部經の説話、そして遊佐庄の年貢のひとつである驚羽などの存在などを実証しており、当時の奥羽地方の莊園在地支配者の暮らしぶりを確かに伝えている。

洲崎遺跡は旧八郎潟湖畔に形成された集落で、木組み井戸多数が検出された。井戸底の水溜め曲物や井戸側縦板などが年代測定され、多くが一三世紀後半から一四世紀初頭の材を用いており、この遺跡の中心年代が一三世紀末から一四世紀であることが確定した。報告書には有名な人魚供養札を始めとして、その他一一点の木簡が図化されている。うち付札一点は「□可以さワ」と釈読されているが、地名とされる。また両面に「一斗二升□□了／二百五十□小印」と記された付札や「三」の字が一端に書かれている鬮茶札の特徴を備えていると指摘される札もある。上端部が圭頭状になっている二点は私案ではそれぞれ「バン大日如来」、「キヤカラバア」と釈読される。その他充分に資料化できないものが多いが、これらの出土品は一三、一四世紀における木簡の使用の拡がり

を示しており興味深い。なお洲崎遺跡の南南東六kmに位置する手の上遺跡の旧河川から表裏に多数の草書体の漢字を書いた習書木簡一点、付札状木製品二点、卒塔婆状木製品一点などが出土している。同河川から出土した杭材・板材や陶磁器の年代から一三世紀までのものとみられるが、習書の書体は良く書き慣れた筆致であり、専門的に文筆に携わる人の手になると思われる。

盤若台遺跡は洲崎遺跡の北一三kmに位置し、現在八郎湖東部承水路から一kmほど内陸に入っている。一三世紀前半と推定される井戸から木簡三点が出土し、うち一点はほぼ完形の折敷墨書で六行にわたって片仮名書きのいろは歌全文とその途中までが記されていた。墨書の字体はあまり書きなれた印象を受けず、習書とみられる。東北地方では前節で紹介したように平泉の志羅山遺跡から単語カード式のいろは歌木簡が出土しており、秋田県では観音寺廃寺跡から字書木簡が出土している。これは板の表裏に漢字を書き、訓みを片仮名で記したもので、タヌキ、目メ、鴨ヒエトリ、男ヲノ□などの訓が見える（『木簡研究』第二四号）。最近この字書木簡が出土した井戸の年代が土器の年代観から一二世紀中葉と推定された。このように東北地方において一二世紀から一三世紀前半にかけて片仮名の普及が進んだことが出土木簡から裏付けられる。

横手市の手取清水遺跡では、旧河川から五点の中世木簡が出土しており、共伴遺物から一三世紀中ごろから一四世紀後半とされる。また別に将棋の駒「桂馬」も出土し、出土状況や他の遺物との関係から一三世紀中ごろのものとされる。出土木簡の内訳は呪符一点、「□トチノ山」の二行が釈読される断片、釈読されないが両面に片仮名四〜六字が書かれる上部を欠く札、平仮名数文字が釈読される折敷墨書などである（『木簡研究』第一〇号）。これらの木簡は釈読できず文意が充分に取れないものの、筆致はしっかりとっており、ある程度書きなれた印象を与える。トチ（柝）、山といった語句から山林の領主支配を示す山札が連想される。遺跡の性格については掘建て柱建物跡の方位の規格性や規模から一般の集落ではなく、平賀氏との結びつきが指摘されている。当該期に平賀氏の一族が遺跡所在地「津堀」の旧称という津守郷を領有していることが「平賀家文書」に見えるのでそうした想定は首肯される。

次に陸奥国の富沢遺跡では第七七次調査区の方形竪穴状遺構から三点の木簡が出土し、うち一点の片面は「三斗三升」と釈読される。隣接地区の発掘成果と対照してこの附近が有力者の館跡であった可能性があるとされ、年代は一三〜一四世紀とされる（『木簡研究』第一四号）。方形竪穴状遺構から中世の木簡が出土するのは珍しく、全国でも洲崎遺跡と本遺

跡だけである。洲崎遺跡の遺構は約7m×5mの規模で、闕茶札を含む木簡三点、珠洲焼甕、曲物底板などが出土した。富沢遺跡の出土遺構の規模は約4m×3mで、イネ、トウガン、ソバ、ミツバ等の多くの種子類が出土したと報告される。釈読された一点のもう片面は連綿体の平仮名と思われ、種子札とみられる。

今泉城跡は前述の富沢遺跡木簡出土地の東方約5kmに位置する中世城館跡である。第二次調査で堀の一四〜一五世紀の堆積層から五点の木簡が出土した。うち四点は一括の呪符、一点は表裏に「□舅の□」と記された札である（『木簡研究』第八号）。この遺跡は遺構の変遷がわかり、南北朝期に堀をめぐらした城館として整備され、室町・戦国期は遺構が少なくなる⁽²⁾とされる。出土木簡も、文意は解釈できないが一四世紀代の可能性がある。

一本柳遺跡は前述した舟場遺跡の東方一四kmに位置し、同じく鳴瀬川左岸に所在する。木簡は二本の溝から付札各一点、井戸から呪符一点が出土している。二本の溝の年代は一三世紀から一四世紀に収まる。付札の一点は一对の刻みがあり墨書は釈読されない。一点は上端から1cmほど下に紐をかけた痕跡があると報告され、表裏に墨書があり一面のみ「二斗□□□」と釈読される。呪符が出土した井戸は戦国時代から近世の始めころとみられている（『木簡研究』第二〇号）。これ

らの付札二点は大型の屋敷を囲む溝から出土したもので、恐らくこの地の領主屋敷ではないかと思われる。

これら一三・一四世紀の木簡を出土した遺跡は限られているが、多くが地域の領主や荘園支配と関係を持った遺跡から出土している点に特徴がある。富沢遺跡や一本柳遺跡出土の三斗三升、二斗□の付札も恐らく種子札として俵に付けて勸農に用いられたものである。全体に墨書の書きぶりははっきりとしてきており、いろは歌や漢字の習書などもみられる。闘茶や将棋などの遊芸も少し拡がってきたことがうかがえる。また出土遺跡相互の位置関係を見ると、手の上遺跡—洲崎遺跡—盤若台遺跡、観音寺廃寺跡—手取清水遺跡、舟場遺跡—一本柳遺跡、富沢遺跡—今泉城跡などそれぞれ一〇km前後の距離で連絡する遺跡がある。偶然かもしれないが、これらの遺跡の発掘調査の事由はそれぞれ異なっており、本調査の対象となる道路敷の線形に規制されたものではない。恐らく当時の陸路や水路などの交通路となんらかの関係があったことが想定される。木簡の出土遺跡が集中しているのではなく、この程度の距離でそれぞれ連絡しているとみることができる。これらの木簡の背景に鎌倉幕府や地頭・御家人の存在がうかがえるのは当面大楯遺跡と手取清水遺跡に限られるが、各遺跡の規模やその他の出土遺物から見て、いずれも有力な領主の拠点と意義付けることができる。

4 一五・一六世紀の様相

この時期の特徴は第一に木簡を出土する遺跡の数が格段に多くなることである。それは主として平地居館の堀からの出土例が多くなることによる。第二に秋田県の脇本城跡、山形県の亀ヶ崎城跡など大型の城郭で多数の木簡が出土し、しかも釈読できる資料が増えるため内容理解が可能となり、こうした城郭における日常、もしくは戦時の生活が生き生きと復元できるようになる。文字は片仮名書きのものは姿を消し、世俗的な木簡では優美な平仮名草書体が主流となる。

最も多く出土するのはやはり笹塔婆で、まずこの時期の仏教木簡を県ごとに見てみよう。

福島県の荒井猫田遺跡第一三次調査では、町跡地区と館Bの間の旧河川から呪符三点、大日如来の尊号を中心とする笹塔婆(断片も含む)四五点が出土した。(『木簡研究』第二二号、二三号)。その後の第一七次調査でもこの河川の続きを検出し、そうした笹塔婆が出土した。これらの木簡は共伴土師質土器から一五世紀代とされる(『木簡研究』第二六号)。また館B区内の一五世紀代とみられる区画溝から「パンアピラウンケン」(大日真言の一部)と記した笹塔婆一点が出土した(『木簡研究』第二三号)。主郭を囲む障子堀から第一四

次調査で「バン大日如来」を主とする笹塔婆一・二点、第一次調査で同様の笹塔婆二点が、第一六次調査では「大日如来」、「十方仏土中」などと記した笹塔婆四点が出土した（『木簡研究』第三三号、二六号）。

次に安子島城跡では一六世紀の外堀土橋北側から柿経五（法華経）が出土した。また南A遺跡は地元で先達屋敷と呼ばれ、熊野先達大祥院かそれに関係する館である可能性が高いとされるが、堀から呪符や「バン大日如来」の笹塔婆が多数出土した。南古館遺跡でも堀から呪符一点、笹塔婆「バン大日如来」四点、「南無薬師如来」一点が出土しており、後者は下部に穿孔が一つある。相馬氏一族岡田氏の居館と推定される泉平館跡でも堀からバン一字を記した下部に穿孔のある笹塔婆一七点出土した。

次に宮城県の洞ノ口遺跡は中世にわたって存続した大規模な領主の平地居館で、第一次調査の溝で頭から溝中に倒れこんだ状態で七本卒塔婆と横木、竹杵などが一括出土し、それとは別の溝からも完形の七本卒塔婆と木杵、屋根が出土した。後者の溝は東西七メートルほどの小規模な敷地をコの字型に囲むもので、内部には小さな建物（堂か）が検出された。これらの遺構は大体一五世紀後半前後とみられ、七本卒塔婆による七七日供養の実態が明らかになった。²¹⁾

中野高柳遺跡では東西五五×六〇m南北六〇mの中世の屋

敷の南側堀から「一」施主」と記した木札が出土した。新田遺跡では第五次調査と第六次調査で堀から小型の五輪塔婆の頭部一点と笹塔婆「カ大日如来」一点、他未詳一点が出土している（『木簡研究』第二二〇）。報告者はその遺構を大溝と呼んでいるが、機能的には堀であろう。

松島の瑞巖寺境内遺跡では東西一五m南北五m深さ二mの凝灰岩礫護岸一部切石積の池から多数の笹塔婆が出土した。伴出陶器類は一五世紀後半とされ、笹塔婆もそれ以後一六世紀までのものであろう。八七点が図化され、大部分が大日如来の尊号を含むもので、その他キヤカラバア一三点、南無阿弥陀仏の六字名号三点があった。全体のうち二点だけに為書きがあり、それぞれ「アク志為也」、「キヤカラバア父為也」と記されていた。²²⁾

岩手県では仙人西遺跡、中畑城跡、向中野館遺跡で中世後期の平地居館の堀から笹塔婆が出土している。内容はそれぞれ「バン大日如来」を主とする八点、「キヤカラバア」一点、「南無」の字が判読できる一点他一点計二点の笹塔婆である。堀の年代はいずれも一五、一六世紀に入り、笹塔婆以外の木簡はあまり出ていない。

青森県では大光寺新城跡遺跡と浪岡城跡で堀からの出土がみられる。大光寺新城跡遺跡では第四次調査で主曲輪と北曲輪の間の堀の一部が検出され柿経六五点（法華経）が出土し

た(『木簡研究』第二〇号)。第五次調査では大量の木製品が同じ堀から出土し、墨書のあるものは「バン始知衆生本文交生」の字が判読される卒塔婆一点、「十月十四」と書かれた卒塔婆一点、笹塔婆三点(一点は「キリーク」、二点は五輪塔形)があり、墨書のない碑伝四点が堀東側の土留めとして使われていた。浪岡城跡では北館の北西辺堀から完形の光明真言札一点が出土した(『木簡研究』第八号)。

山形県では大南遺跡の方形区画の北堀と東堀からそれぞれ和歌を記した呪符一点、「十八日觀世菩薩」と記した下部に穿孔のある笹塔婆一点が出土している。これらの木簡の年代は一五世紀とみられている。

秋田県では本堂城跡の堀から三点の笹塔婆が出土した。報告書では檜扇とされるが、うち二点が釈読され、それぞれ「□折羅大将」、「□宮□羅□大□」と墨書される。これらの記載は薬師如来の眷属十二神将の尊号であり、品名は笹塔婆である。なお別に東北部の堀から「十三仏」と釈読される笹塔婆一三点が出土した(『木簡研究』第三一号)。十三仏笹塔婆は青森県の新城平岡(四)遺跡でも自然流路から多数出土しているが、層次的な年代は不明とされ、検討の余地がある(『木簡研究』第二五号、二九号)。

岩倉館跡の発掘調査ではⅢ郭の井戸から「大靈追善供養□大菩提爰／」「文」と釈読される卒塔婆が出土した。四つ

に割られており意図的に井戸に投入廃棄されたものとみられる。

脇本城跡ではお念堂地区の包含層から卒塔婆類二一点が出土した。共伴国産陶磁器から一六世紀後半から一七世紀前半までのものとみられる。大型の板塔婆や二・三mもの長さのある角塔婆などもあった。大型品は護岸施設(法留工)の横木や杭に転用されており、これらの卒塔婆は恐らく墓地から集められて廃棄、再利用されたものと思われる(『木簡研究』第二七号、二八号)。なお出土卒塔婆のうち一点が、「高野山金光院過去帳」に記される秋田湊城主湊莚季の法名「鉄船庵大虚洪廓庵主」によって「奉為大虚廓」と釈読変更されたのは大きな成果であり、法諱の上字(系字)を略す当時の法名表記にかなっており、首肯される。

以上のようにこの時期多くの城館から笹塔婆を主とする仏教木簡が出土し、その尊号は主にバン(大日如来)である。これらの城館のうち、寺院や堂の遺構が検出されたのは七本卒塔婆の出土をみた洞ノ口遺跡だけであり、多くの城館については館内の排水と共に小さな笹塔婆が堀に流れ込んで堆積したと考えられる。藤澤典彦氏はこうした笹塔婆の出土について正月行事としての仁王会に際して造立されたとする見解を示している。笹塔婆の造立を領主屋敷内部の宗教行事と関連付ける見方は首肯されるが、中世後期になっていっせいに

各城館で仁王会が行なわれるようになったとは考えられない。笹塔婆造立の目的を記した資料は伝世品を除き瑞巖寺境内遺跡出土品だけだが、その為書きには「志為也」、「父為也」とあり追善供養の為めのものであることが知られる。城館においても同様なケースは多かつたであろうし、また自己の救済、逆修のためのものも混じっていたであろう。一方、大型の卒塔婆の出土例は笹塔婆とは全く異なり、城館の堀からはあまり出土せず、脇本城の例のように主として寺院・墓地における追善供養に由来するものと考えられる。

最後にこの時期の世俗的な木簡について検討する。まずようやくやく文書木簡が多くあらわれるようになったことに注目される。青森県の十三湊遺跡の第七六次調査で一五世紀中ごろの井戸の枠部材に「之身□候／事と申とて候（花押）」という記載が見つかった（「木簡研究」第二二号）。この木簡は書き止めに奉書文言を含む消息というべきものであり、内容はわからないが仮名まじり消息の草案とみられる。

山形県の延徳寺遺跡は中世の屋敷の遺構があり、二〇一三年の発掘調査で中世の区画溝から墨書板が出土した。私案によれば「さてもらし／つるとの□／行を「□」と片面に書き、もう片面は三行程度の墨書があるが判読できない。文意は取れないが書状の案文の可能性がある。

宮城県の大古町遺跡では井戸から完形の法度が出土してい

る（「木簡研究」第二五号）。大古町遺跡は伊達植宗が天文一七年（一五四八）隠居した丸山城の城下町で、この木簡が出土した井戸の近くの別の井戸から縦三引両文の漆片口椀も出土しているのが、大体一六世紀のものと思われる。写真による私案では次のように釈読される（判読できない部分については空欄で示し、改行は原本のまま）。

法度

とうちやうよりいとまをあい
うけすたくを

さい きらい

なくか、い ふし

およおふ共ち□□也、

一へしも□事候ハ、とをすへ

からさる事、

右このむねそむき候ハ、きふく

そのさたあるへき者也、仍

如件、

八月十日——（花押）

十分に釈読できず、文意が通じないが、一つ書き部分の最後が「通すべからざる事」と解釈できるとすれば、通行や関所などにかかわるものとみられる。冒頭の一文は「当町（城）より暇を相受けず」の意であろうか。検討の余地が大きい、

定型的な禁制三か条とは異なる平仮名まじりの文書である。屋外にさらされて浮き字となっているので、こうした木簡が実際に掲示されたことは注目に値する。

また瑞巖寺境内遺跡では圭頭状の札に「客」と書いたもの、正方形の板の角にそれぞれ一、二、三、四と書いたものが出土しており、鬮茶札とされる。十三湊遺跡でも二一二次調査で一端に「ウ」（客の略）と書いたものがあり（もう一端にも字があり、判読不明）これらも鬮茶札の可能性が強いと指摘される（『木簡研究』第一八号）。

脇本城では前述のお念堂地区の調査地で付札や墨書折敷などが出土している。まず付札ではそれぞれ「納一斗二升」、「納一斗五升」、「納一斗七升」と書かれた三点がある（裏面は未訳）。物品の容量を記したものであるが、同程度の量を記した木簡には、前述の洲崎遺跡出土の一斗二升の付札があり、また兵庫県の宮内堀脇遺跡や隣接する入佐川遺跡では一斗五合から一斗五升と記した六本の付札が出土している（『木簡研究』第一八号）。宮内堀脇遺跡は戦国期山名氏の此隅山城下の武家屋敷で、片面のみに記された文面は「正月菘斗五合 □□太郎」、「正月米菘斗五升 九郎三郎」などと記載されており、月ごとに百姓が米を納入していたことがわかる。脇本城出土付札もこうした毎月分の米を記した可能性がある。一斗から一斗五合という単位は俵にしてはやや小さく

別の形だった可能性が強い。

次に折敷のうち二点はそれぞれ「淨八十枚枚」、「淨廿枚々」と訳読される（『木簡研究』第二七号）。前者は榾の底板とされるが、隅切であり、小型の折敷であろう。釈文も検討を要するが、セット関係にある折敷が同一セットであることを表示したものである。奈良市の法華寺旧境内から「法花寺常住 四十枚之内」と記された折敷片が出土した（『木簡研究』第四一号）。恐らく脇本城出土の折敷も「淨」と略される寺院などのもので「枚之内」といった字が書かれていたと類推される。

最後に亀ヶ崎城跡は、城の中心部に位置する現在の山形県立酒田東高校の建物部分が発掘調査され、三八点もの木簡が出土、報告されている（『木簡研究』第三二号）。一六世紀から一七世紀初頭の遺構面が検出され、中世木簡の最終時期の様相をうかがうのに十分な遺跡といえる。包含層出土の木簡も多いが、各層は上下に細分化されており、資料的に使える。ここでは一六世紀代の様相を示す特徴的なものいくつかを取り上げて論じる。まず紀年木簡は二点あり、天正一二年（一五八四）の付札は木組みの溝から出土し、表裏に「なまり玉千／天十二 八月廿一日」と記される。また慶長五年（一六〇〇）の付札は土坑から出土し、表裏に「なまり玉貳千入百分／慶五 七月三日志駄修理亮殿」と記される。後者

り、全国的な理解を深めたいと思う。

註

- (1) 最初の成果として「草戸千軒—木簡—」(広島県草戸千軒遺跡調査研究所一九八二年)があり、水藤真「木簡・木札が語る中世」(東京堂出版一九九五年)と石井進氏の業績がある。後者は「石井進著作集第十卷中世史と考古学・民俗学」(岩波書店二〇〇五年)にまとめられている。
- (2) 以下引用する三上喜孝氏注(8)(9)(14)(29)文献参照。
- (3) 「松川遺跡大日前遺跡—経営体育成基盤整備事業石川地区に伴う緊急発掘調査—」(奥州市文化振興財団奥州市埋蔵文化財調査センター二〇一六年)。
- (4) 「荒川2遺跡発掘調査報告書」(財団法人山形県埋蔵文化財センター一九九七年)。
- (5) 「手の上遺跡—広域河川改修工事(豊川)事業に係る埋蔵文化財調査報告書」(秋田県教育委員会二〇一〇年)。
- (6) 「荒田目条里遺跡」二八四ページ第二五表荒田目条里遺跡出土木簡一覽参照(財)いわき市教育文化事業団二〇〇一年)。
- (7) 「日本仏教民俗基礎資料集成」第六卷元興寺極楽坊VI六二ページ(中央公論美術出版一九七五年)。なお藤澤典彦執筆「事典墓の考古学」「木製卒塔婆」の項参照(吉川弘文館二〇一三年)。
- (8) 古代の折敷墨書については、主として儀式との関係から論じられている。三上喜孝「古代地方社会における儀式・饗宴と記録簡—折敷を転用した木簡をめぐる—」(「国史学」二一五号二〇一五年)。
- (9) 三上喜孝「峰吉川中村遺跡出土片仮名木簡について」「峰吉川中村遺跡」(秋田県教育委員会二〇一六年)。
- (10) 一九七九年二月四日付「山形新聞」記事。
- (11) 「舟場遺跡ほか」六三ページ(宮城県教育委員会一九九七年)。
- (12) 「三本木町の板碑」二九ページに翻刻されている(三本木町教育委員会一九九一年)。
- (13) 河野真知郎「遊佐大楯遺跡と鎌倉—「小鎌倉」を求めて—、飯村均・八重樫忠郎「大楯遺跡再考—遺物と遺構から—」(「歴史手帖」第二四巻一〇号一九九六年)。
- (14) 三上喜孝「東北地方の闘茶札と鎌倉—「中世寺院の姿とくらし—密教・禅僧・湯屋—」(国立歴史民俗博物館二〇〇二年)。
- (15) 「洲崎遺跡—県営ほ場整備事業(浜井川地区)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—」四五九ページ(秋田県教育委員会二〇〇〇年)。
- (16) 三上氏前掲注(14)文献。
- (17) 伊豆俊祐「磐若台遺跡出土いろいろは歌木簡の再検討」「秋田県埋蔵文化財センター研究紀要」第三〇号、二〇一六年。
- (18) 前掲注(17)伊豆氏論文。

- (19) 『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書』V 手取清水遺跡 (秋田県教育委員会一九九〇年)。
- (20) 『仙台市史』特別編7 城館一七九ページ (仙台市二〇〇六年)。
- (21) 『洞ノ口遺跡―第一次・二次・四次・五次・七次・一〇次発掘調査報告書―』第一冊本文編 (一) (仙台市教育委員会二〇〇五年)。
- (22) 『瑞巖寺境内遺跡新宝物館建設に伴う発掘調査報告書』(瑞巖寺二〇〇九年)。
- (23) 『大光寺新城跡遺跡 (第四・五次発掘調査)』(平賀町教育委員会一九九九年)。
- (24) 『県指定史跡本堂城跡―本堂城跡整備第一次三か年計画に基づく調査報告―』二六ページ (秋田県仙北郡美郷町教育委員会二〇〇七年)。
- (25) 『脇本城跡―総括報告書―』三九六ページ (秋田県男鹿市教育委員会二〇一三年)。
- (26) 前掲注 (7) 藤澤典彦氏文献。
- (27) 前掲注 (14) 三上氏文献。
- (28) 『寸錦雑編』所収十月二十三日付前田利長書状「加能古文書八四三ページ (金沢文化協会一九四四年)。
- (29) 三上喜孝「酒田市亀ヶ崎城跡出土木簡」『亀ヶ崎城跡第4・5次発掘調査報告書』(財団法人山形県埋蔵文化財センター二〇〇九年)。なお鶴ヶ岡城の近世以降の土取り穴からも闘茶札が出土している (『木簡研究』第二八号)。